

# 消費生活 センターだより

富里市消費生活センター  
〒286-0292  
富里市七栄652-1富里市役所分庁舎2階  
電話 0476-93-5348  
【第18号】令和4年1月編集・発行

消費生活センターでは、衣・食・住など消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談について、専門の相談員が公正な立場で問題解決へのお手伝いをしています。相談は無料で、秘密は厳守します。



マスコットキャラクター  
とみりん

## 消費者行政に関する市長表明



日ごろより本市消費者行政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
昨年から続く新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民の生活様式が大きく変化する中、それに伴う新たな被害やトラブルの相談が増加しています。

このような状況に対応するため、富里市では、国の消費者行政活性化基金等を活用し、引き続き消費者にとって身近で質の高い相談体制を備えた消費生活センターを整備し消費者行政の充実を図ってまいります。

その他、民法改正により2022年4月に成年年齢が18歳に引き下げとなることから、教育委員会と連携し消費者教育の推進を強化するとともに、消費者イベントの開催、市の行事での啓発活動、各地域、各小中学校での出前講座の開催など様々な連携、啓発活動を実施してまいります。

また、関係団体等で組織する「富里市消費者行政推進連絡協議会」において情報を交換、共有し更に被害防止のための連携を図ってまいります。

市民の皆様が安心して安全な暮らしができる地域社会づくりを目指し、消費者被害を防ぐ見守り体制を強化し、今後も持続的な消費者行政の充実に取り組んでまいります。

富里市長 五十嵐 博文

## ～消費生活センターの相談状況～

▼令和3年4月～10月までの相談総受付件数 205件(前年度同時期相談件数214件)

順位	分類(主な具体的商品)	相談件数
1位	商品一般(商品が特定できないもの) 架空請求・不用品買取等	18件
事例	・携帯電話のショートメッセージに「ご利用料のお支払いが確認できません。本日中に連絡ください。」と連絡があり、身に覚えがなかったが電話をかけてしまった。偽メールだったようだ。不安。 ・利用したことのないフリマサイトから違法行為に関するメールが届いた。本人確認のリンクが添付されていた。身に覚えがない。	
1位	戸建住宅 新築住宅・家のリフォーム	18件
事例	・台風による雨漏り工事を業者に依頼し1年半たっても工事が終わらない。続行すべきか他業者に依頼すべきか。どのように対応したらよいか。 ・近所の屋根の修理をしているという業者が突然訪問してきた。「お宅の屋根も傷んでいるので屋根の点検をしましょう。」と言うのが怪しい。	
2位	化粧品	12件
事例	・スマートフォンの広告をみて、歯を白くする歯磨き粉を申し込んだ。送られてきて初めて定期購入であることがわかった。解約したい。 ・インターネット通販でまつ毛美容液を購入した。2回目を解約したがクレジット明細に計上されている。注文業者に連絡するも不通。止めてほしい。	
2位	役務その他 保険の申請代行等	12件
事例	・保険金で屋根の修理を実質0円で直すことができる。保険申請代行をする報酬は申請額の40%。コロナの影響で修理工事が中止となり解約を申し出たところ、高額な解約料を請求された。	
3位	健康食品	9件
事例	・TVショッピングで初回無料になる内臓脂肪が減るサプリメントを購入した。体調不良のため解約を申し出たが、定価代金を請求された。対処法を知りたい。	

# 特定商取引法が改正されました！（令和3年7月6日以降）



## 一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に！

### 【その1：商品は直ちに処分可能】

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

### 【その2：事業者から金銭を請求されても支払不要】

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。

### 【その3：誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談】

一方的に送り付けられた商品の代金など、請求され、支払い義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。

## 「18歳から大人！」

## 2022年4月から、成年年齢が18歳になります。

民法が改正され、2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これにより18歳～19歳の若者も、法律上は大人として扱われることとなります。当該民法が施行されることで、「成人」を含む若者の消費者トラブルの増加が懸念されますので、成年年齢引き下げについてQ&A方式で解説します。

Q1. 現在、未成年の私はいつ成人するの？

A. 下の表で確認してください

生年月日	成人となる日
2002年4月1日以前	20歳の誕生日
2002年4月2日～ 2004年4月1日	2022年の4月1日
2004年4月2日以降	18歳の誕生日

★教えて★  
とみリン！



マスコットキャラクター  
とみリン

Q2. 成年年齢が18歳になると何が危ないの？

A. 社会的経験が未熟な18歳、19歳の年齢で成人となるため、悪質業者から言葉巧みに勧誘され、消費者トラブルに巻き込まれる危険性が高まります。

Q4. トラブルに巻き込まれたら、どうすればいいの？

A. 契約等で困った場合には、一人で悩まず、「消費者ホットライン=局番なしの『188（いやや！！）』」へ相談してください。

※「188」へ電話すると、音声でダンスが流れ、郵便番号を入力するすると、お住まいの地域の消費生活センターに繋がります。「いやや、泣き寝入り！」と覚えてください。

Q3. 民法上、大人(成人)になるとどうなるの？

A. 18歳になれば親権者の同意を得なくても一人で有効な契約をすることができるようになります。未成年者であれば、親の同意のない契約は要件を満たせば当事者や親権者が取り消しをすることができますが、成人になるとこれができなくなります。

## 富里市消費生活センター ☎0476-93-5348(相談専用)

※消費者として、不安や疑問を感じたら、まずはセンターへご相談ください。

●場 所：富里市役所 分庁舎2階（商工観光課隣り）

●相談日：月曜～金曜日（祝日・年末年始除く） ●時間：9時30分～12時、13時～16時

### 《FAXによる相談受付について》

専用の相談受付用紙にてFAX後、センターから折り返しご連絡させていただきます。

FAX: 0476-93-2101

※FAXでは相談の受付のみとなっております。詳しくは相談窓口にお問合せください。

